

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年9月2日～令和元年10月1日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称 | JIS規格原案等の英文名称 | JIS規格原案等の適用範囲 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 原案作成者 |
|----|-----|-----|----------|------------------------------|--|---|---|------------------|---|---------------------------------|
| 1 | JIS | 制定 | | 革試験方法－物理試験－第11部：はっ水性の測定 | Leather-Physical and mechanical tests-Determination of water repellency | この規格は、革の表面のはっ水性を測定する試験方法について規定する。この方法は、全ての柔軟な革に適用できる。この方法は、革の耐水性を測定するものではない。 | 主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 原理 5 装置 6 試料の採取及び試験片の調整 7 試験手順 8 試験結果の表し方 9 試験報告書 | | ISO 17231 Leather-Physical and mechanical tests-Determination of water repellency of garment leather(MOD) | 一般社団法人日本皮革産業連合会 一般財団法人日本規格協会 |
| 2 | JIS | 制定 | | 革試験方法－物理試験－第12部：透湿度の測定 | Leather-Physical and mechanical tests-Testing method for water vapour permeability | この規格は、革の透湿度(水蒸気透過性)を測定する試験方法について規定する。 | 主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 原理 4 装置及び材料 5 試料の採取及び試験片の調整 6 手順 7 試験結果の表し方 8 試験報告書 | K6549 | ISO 14268 Leather-Physical and mechanical tests-Testing method for water vapour permeability(MOD) | 一般社団法人日本皮革産業連合会 一般財団法人日本規格協会 |
| 3 | JIS | 制定 | | 革試験方法－染色堅ろう度試験－汗に対する染色堅ろう度試験 | Leather-Tests for colour fastness-Colour fastness to perspiration | この規格は、革の汗に対する染色堅ろう度を測定する方法について規定する。なお、この規格は、全ての種類の革に適用できる。特に、汗に接触する頻度が高い革、例えば手袋用革、衣料用革、靴裏革、裏地を付けない靴甲革に対して適用できる。 | 主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 原理 4 装置及び材料 5 試験片 6 手順 7 判定 8 試験報告書 | | ISO 11641 Leather-Tests for colour fastness-Colour fastness to perspiration(MOD) | 一般社団法人日本皮革産業連合会 一般財団法人日本規格協会 |
| 4 | JIS | 制定 | | 歯科－重合用光照射器 | Dentistry-Powered polymerization activators | この規格は、歯科診療において、光重合用レジン材料を380 nm～515 nmの波長領域で重合することを意図した重合用光照射器に対する要求事項及び試験方法について規定する。 この規格は、ハロゲンランプ及び発光ダイオード(LED)ランプに適用し、内部電源(充電式電池)を用いる重合用光照射器及び外部電源(商用電源)に接続する重合用光照射器に適用する。 この規格は、レーザー照射器又はプラズマアーク照射器には適用しない。また、間接修復物、ベニア、義歯、又は他の口く(腔)内装置の技工製作に使用する重合用光照射器にも適用しない。 | 主な規定項目は、次のとおり。 4 Classification Class1:ハロゲンランプ(商用電源・充電式電池) Class2: LEDランプ(商用電源・充電式電池) 5 要求事項 5.1.1 構造, 5.1.2 接続, 5.1.3 作動制御器, 5.1.4 清掃, 消毒及び滅菌, 5.1.5 過度の温度, 5.2 放射発散度 5.2.1 385～515nm波長域の放射発散度, 5.2.2 200～385nm波長域の放射発散度, 5.2.3 515nmより長い波長域の放射発散度 6 電気的安全性 7 試験方法 7.1.1 試験についての一般要求事項, 7.1.2 環境条件 7.2 放射発散度 7.2.1.2 放射量を測定するための機器, 7.2.1.2.1 パワーメータ, 7.2.1.2.2 フィルタ 7.2.1.2.2.1 クオーツフィルタ, 7.2.1.2.2.2 385nmフィルタ, 7.2.1.2.2.3 515nmフィルタ 7.2.2 手順 7.2.2.2.2 フィルタによる測定, 7.2.2.2.2.1 一般, 7.2.2.2.2.2 方法 以上の試験を実施し, 7.2.3 結果の処理として報告を行う。 | T5752-1, T5752-2 | ISO 10650:2015 Dentistry-Powered polymerization activators(IDT) | 日本歯科器械工業協同組合 一般財団法人日本規格協会 |
| 5 | JIS | 制定 | | 歯科－パウダージェットハンドピース及びパウダ | Dentistry-Powder jet handpieces and powders | この規格は、パウダージェットハンドピースの一般要求事項、試験方法、製造業者の情報、表示及び包装について規定する。ただし、設計は除く。この規格は、歯科診療で使用するパウダージェットハンドピース及び併用するパウダに適用する。これらは、患者の口く(腔)内の残さ(渣)、変色及び歯こう(垢)を除去並びに歯の清掃及び研磨のためにアプリケーションを行う。 さらに、侵襲を最小にする、か(窩)洞形成、接着のための表面処理、口く(腔)の残留セメントの除去等の結果を得るためのエアアプリケーションで使用するパウダージェットハンドピース及び併用するパウダにも適用することができる。ただし、パウダージェットハンドピースへの駆動空気及び噴霧水の供給に使用する歯科用制御装置、フロロハンドピース(アングルハンドピース)、パワードスケラ又は多機能ハンドピース(マルチウェインリンジ)は、除外する。 | 主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 ハンドピースの分類 5 要求事項 6 サンプリング 7 測定及び試験方法 8 取扱説明書、保守及びサービス 9 技術解説 10 表示及びラベル 11 包装 | | ISO 20608:2018 Dentistry-Powder jet handpieces and powders(IDT) | 日本歯科器械工業協同組合 一般財団法人日本規格協会 |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年9月2日～令和元年10月1日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称 | JIS規格原案等の英文名称 | JIS規格原案等の適用範囲 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 原案作成者 |
|----|-----|-----|----------|---------------------|---|--|--|---------------|--|-------------------------------------|
| 6 | JIS | 制定 | | 医用電気機器—粒子線治療装置—性能特性 | Medical electrical equipment – Medical light ion beam equipment – Performance characteristics | この規格は、治療を目的として人間の医療に用いる粒子線医用電気機器(以下、粒子線ME機器という。)について規定する。 この規格は、核子当たりエネルギーが10 MeV/n～500 MeV/nの範囲の粒子線を投与する粒子線ME機器について規定する。 この規格は、粒子線ME機器の製造業者が実施する測定及び試験の手順について規定している。ただし、受入試験については規定していない。 この規格は、性能特性の決定及び開示のための試験手順を規定する。 性能特性の知識は、粒子線ME機器の適切な選択、適用及び使用のために必要である。性能特性は、正常な使用における特定の条件の下で予想する最大偏差又は変動と共に、附属文書において宣言しなければならない。性能値の提示のための様式を、附属書A1に示す。 性能の評価に際して、試験方法に起因する誤差が現れることを認識している。しかし、この誤差を全体的な性能許容値に繰り込まずに、より正確な試験方法が進展することを期待して、誤差を分離しておくことが望ましいと考えられる。 新しい設計の機器が患者の治療について同等の、又はより高い水準の性能を達成するのであれば、この規格で規定しているものとは異なる作動モードパラメータをもつ新しい設計の機器の将来的発展を、この規格がどのような形で禁ずるとする意図はない。 この規格は、アイソセントリック及び非アイソセントリックの両者の架台に適用する。しかし、多くの試験は、粒子線ME機器がアイソセントリック架台をもつと仮定している。機器が非アイソセントリックである場合は、性能及び試験方法の規定は、適切に修正することも可能である。 | 主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 環境条件 5. 使用者に対する一般情報 6. ビーム照射 7. 線量モニタシステム 8. 深部線量特性 9. 粒子線ポータルの横方向プロフィール 10. エネルギー及びフルエンスの変調を伴う粒子線ポータル 11. 指定された容積の照射に要する時間 12. 放射線照射野の表示 13. 患者支持器 | | IEC 62667 Ed. 1.0:2017 Medical electrical equipment – Medical light ion beam equipment – Performance characteristics(IDT) | 一般社団法人日本画像医療システム工業会 一般財団法人日本規格協会 |
| 7 | JIS | 改正 | B8267 | 圧力容器の設計(追補1) | Construction of pressure vessel | この規格は、設計圧力30 MPa未満の圧力容器の構造及び取付物について規定する。 この規格は、JIS B 8265と、材料の許容応力、衝撃試験などが異なる。 ここで、圧力容器とは、圧力を保持する容器、圧力を発生する流体を内蔵する容器、又は外圧を保持する容器(以下、圧力容器という。)をいう。ただし、次のa)～f)の圧力容器には適用しない。 a)他の日本工業規格1)に規定する圧力容器 b)非金属製の圧力容器 c)原子力関係の圧力容器 d)リベット構造及びろう付構造の圧力容器 e)直火を受ける圧力容器 f)特殊な構造2)又は特殊用途3)の圧力容器 | 主な改正点は、次のとおり。 適用範囲の1.1(適用する圧力容器)の「設計圧力30MPa未満」の圧力制限を削除し、「この規格は、設計圧力30MPa未満の圧力容器の構造及び取付物について規定する。」を、「この規格は、圧力容器の構造及び取付物について規定する。この規格を設計圧力30MPa以上の圧力容器に適用する場合は、高圧への適用に対する設計上の考慮を示す必要がある。」に変更する。 | | 一般財団法人日本規格協会 | |
| 8 | JIS | 改正 | B8600 | 冷媒用圧縮機の定格温度条件 | Rated temperature conditions of refrigerant compressors | この規格は、冷媒用圧縮機(以下、圧縮機という。)の冷凍能力、冷媒循環量、入力などの性能を求める試験における定格温度条件について規定する。 なお、遠心圧縮機及び特殊用途の圧縮機は、適用しない。 | 主な改正点は、次のとおり。 ①JISB8623(コンデンシングユニットの試験方法)との整合を図る ②非共沸混合冷媒や自然冷媒(CO2)を作用冷媒とする定格温度条件の追加 | | 公益社団法人日本冷凍空調学会 一般財団法人日本規格協会 | |
| 9 | JIS | 改正 | B8606 | 冷媒用圧縮機の試験方法 | Testing of refrigerant compressors | この規格は、冷媒用の単段の容積形圧縮機(以下、圧縮機という。)の冷凍能力、入力、全断熱効率及び成績係数を、冷媒を用いて求めるための試験方法について規定する。 なお、この規格は、他の形式の圧縮機を試験する場合にも準用することができる。 | 主な改正点は、次のとおり。 ①JISB8623(コンデンシングユニットの試験方法)との整合を図る ②非共沸混合冷媒や自然冷媒(CO2)を作用冷媒とする性能試験方法の見直し ③油循環量の測定方法の見直し及びJISB8623(コンデンシングユニットの試験方法)との整合(参考を規定に変更など)を図る | | 公益社団法人日本冷凍空調学会 一般財団法人日本規格協会 | |
| 10 | JIS | 改正 | B8610 | 冷凍用ユニットクーラの冷凍能力計算方法 | Capacity evaluation for refrigerating unit coolers | この規格は、直接膨張式の冷凍用ユニットクーラ(以下、ユニットクーラという。)の冷凍能力計算方法について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・記号及び単位(簡条3):単位等の表記の見直し ・冷凍能力の計算方法(簡条4:代替冷媒であるR410Aの物性値に基づく計算式及び付図の見直し | | 日本冷却器工業会 一般財団法人日本規格協会 | |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年9月2日～令和元年10月1日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称 | JIS規格原案等の英文名称 | JIS規格原案等の適用範囲 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 原案作成者 | |
|----|-----|-----|----------|--|--|---|---|---------------|--|---------------------|--------------|
| 11 | JIS | 改正 | K0150 | 表面化学分析—亜鉛及び／又はアルミニウム基金属めっきのグロー放電発光分光分析手法 | Surface chemical analysis — Analysis of zinc- and/or aluminium-based metallic coatings by glow-discharge optical-emission spectrometry | この規格は、亜鉛及び／又はアルミニウム基材からなる金属めっきの厚さ、単位面積当たりの付着量、及び化学組成の定量のためのグロー放電発光分光分析手法について規定する。合金元素には、ニッケル、鉄、けい素、マグネシウム、鉛及びアンチモンがあり、この分析手法は、次の含有量をもつ元素に適用できる。 この方法が適用できるめっき中の質量分率は、次のとおりである。 — 亜鉛 : 質量分率 0.01 %～100 % — アルミニウム : 質量分率 0.01 %～100 % — ニッケル : 質量分率 0.01 %～20 % — 鉄 : 質量分率 0.01 %～20 % — けい素 : 質量分率 0.01 %～15 % — マグネシウム : 質量分率 0.01 %～20 % — 鉛 : 質量分率 0.005 %～2 % — アンチモン : 質量分率 0.005 %～2 % | 主な改正点は、次のとおり。 1. 直流放電電源装置の制御方式として、現規格は“定電圧・定電流モード”と“定電流・定プラズマガス圧モード”が規定されているが、改正規格では“定電圧定ガス圧力法”を追記する。 2. グロー放電励起源の選択について、直流・交流の違いと陽極内径の選択について追記する。 3. 分析結果に影響する未知試料分析におけるデータ取得速度(時間当り取得数)の設定方法を追記する。 4. 附属書Aに、水素の影響による発光効率の補正方法を新たに規定する。 | | ISO 16962 : 2017 Surface chemical analysis — Analysis of zinc- and/or aluminium-based metallic coatings by glow-discharge optical-emission spectrometry(IDT) | 表面化学分析技術国際標準化委員会 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 12 | JIS | 改正 | K6901 | 液状不飽和ポリエステル樹脂試験方法 | Test methods for liquid unsaturated polyester resins | この規格は、液状不飽和ポリエステル樹脂の試験方法について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・試験項目:「揮発分」を「揮発分、不揮発分」に変更 ・密度:ピクノメータ法にB法を追記 ・色数:ハーゼン色数法に測色計試験を追記 ・酸価:部分酸価、全酸価の各々に対し表記を統一 ・水酸基価:不要定義の削除 ・粘度:粘度計名称の変更、タイプの追加 ・揺動度:粘度計名称の変更、タイプの追加 ・80℃高温硬化特性:記録計の精度変更 ・130℃高温硬化特性:記録計の精度変更 ・常温硬化特性:記録計の精度変更、数値の取扱い方変更 ・揮発分:不揮発分の追加 ・体積収縮率:浮ひょう法追加 | | ISO 584, ISO 2114, ISO 2535, ISO 2554, ISO 3521, ISO 4615, ISO 14848, ISO 1675, ISO 2211, ISO 2555, ISO 3675, ISO 3838, ISO 6271(MOD) | 日本プラスチック工業連盟 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 13 | JIS | 改正 | S1037 | 耐火金庫(追補) | Fire-resistive containers | この規格は、火災を想定した高温雰囲気中において庫内を所定温度及び相対湿度(以下、湿度という。)に維持する耐火金庫について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・構造(箇条6)に、耐破壊性能に関係する耐火金庫の部位について規定を追加する。 ・上記の追加に伴い、箇条3(用語及び定義)に必要な応じた説明を追加する。 | | | 日本セーフ・ファニチュア協同組合連合会 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 14 | JIS | 改正 | S3200-4 | 水道用具—逆流防止性能試験方法(追補1) | Equipment for water supply service — Test method of prevention from back current | この規格は、給水栓、減圧弁などのバルブ、貯湯式電気温水器、ガス温水機器、石油温水機器などの水道用具で、逆流防止装置が内蔵されているものの逆流防止性能の試験方法について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格(箇条2) “JIS B 7505 ブルドン管圧力計”を“JIS B 7505-1 アネロイド型圧力計—第1部:ブルドン管圧力計”に変更する。 ・装置(箇条3) “JIS B 7505”を“JIS B 7505-1”に変更する。 | | | | 一般財団法人日本規格協会 |
| 15 | JIS | 改正 | S3200-6 | 水道用具—耐久性試験方法(追補1) | Equipment for water supply service — Test methods of durability | この規格は、水道用具のうち、減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁の耐久性試験方法について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格(箇条2) “JIS B 7505 ブルドン管圧力計”を“JIS B 7505-1 アネロイド型圧力計—第1部:ブルドン管圧力計”に変更する。 ・装置(箇条3) “JIS B 7505”を“JIS B 7505-1”に変更する。 | | | | 一般財団法人日本規格協会 |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年9月2日～令和元年10月1日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称 | JIS規格原案等の英文名称 | JIS規格原案等の適用範囲 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 原案作成者 | |
|----|-----|-----|----------|----------------------|---|---|--|---------------|---|--------------|--------------|
| 16 | JIS | 改正 | T5912 | 歯科—ハンドピース及びモータ | Dentistry — Handpieces and motors | この規格は、その構造にかかわらず患者に接触して歯科医療で用いるハンドピース及びモータについて規定する。この規格は、製造業者1)が提供する情報並びに表示及び包装についても規定する。 注1)“製造業者”とは、JIS Q 13485:2018の3.10をいう。 この規格は、次の製品に適用する。 a)ストレートハンドピース及びアングルハンドピース (straight and angle handpieces) b)高速エアタービンハンドピース (high-speed air turbine handpieces) c)エアモータ (air motors) d)電動モータ (electrical motors) e)プロファイルハンドピース (prophy handpieces) この規格は、次の製品には適用しない。 —ロウ(腔)内カメラハンドピース (intraoral camera handpieces) —光重合用ハンドピース (powered polymerization handpieces) —エアスケーラ (air-powered scalers) —電動スケーラ (electrical powered scalers) —パウダージェットハンドピース (powder jet handpieces) —多機能ハンドピース (マルチウェイシリンジ) (multifunction handpieces) | 主な改正点は、次のとおり。 簡条3(用語及び定義):用語「multifunction handpieces(syringe)」を追加する。 簡条5(要求事項と性能):5.1(General)=JIS T 80601-2-60の適用を追加する。5.2(Materials)=材料の選定は製造業者によるを追加する。5.6.2.1(Air-powered handpieces)=必要エア流量を、66 NL/minから80 NL/minに変更する。5.6.2.3(Handpiece cooling air)の規定を追加する。5.22(Output power of high-speed air turbine handpiece)の規定を追加する。 簡条7(試験):7.9(Handpieces cooling air)の規定を追加する。7.22(Output power of high-speed air turbine handpiece)の規定を追加する。 簡条8(使用、メンテナンス、サービスの指示):e)最高出力(W)及び給気圧(bar)の規定を追加する。簡条8(試験):「一般」を追加し、JIS T 5221-1 簡条7を参照することとする。 簡条10(表示):10.2(Handpiece)e)及び10.3(Mortars)d)の温度消毒の可否を示すマークの規定を追加する。 簡条11(ラベル):e)温度消毒の可否を示すマークの規定を追加する。 附属書B(試験報告書):追加する。 | | ISO 14457:2017 Dentistry – Handpieces and motors(MOD) | 日本歯科器械工業協同組合 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 17 | JIS | 改正 | T6001 | 歯科用医療機器の生体適合性の評価 | Evaluation of biocompatibility of medical devices used in dentistry | この規格は、歯科用医療機器の生物学的影響を評価する試験方法について規定する。この規格は、試験する医療機器の構成要素となっている薬理学的作用をもつ物質の試験も含む。この規格は、患者の身体に直接的にも間接的にも接触しない材料及び機器の試験には適用しない。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義:インビトロ歯髄腔、水力学的コンダクタンス、拡散を追加し、医療機器を削除する。 ・生物学的評価プロセス:物理・化学的性能、歯科用骨内インプラントの使用模擬試験を追加する。 ・歯科材料のための試験手順:歯髄・象牙質使用模擬試験に、安楽死、歯髄の保存、残存象牙質厚さの統計分析を追加する。 ・附属書A:評価を行う上で考慮する試験の種類に、物理・化学的性能、歯科用骨内インプラントの使用模擬試験を追加する。 ・附属書C:急性毒性試験を歯科用骨内インプラントの使用模擬試験に変更する。 | | ISO/FDIS 7405:2018 Dentistry – Evaluation of biocompatibility of medical devices used in dentistry(MOD) | 日本歯科材料工業協同組合 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 18 | JIS | 改正 | T6005 | 歯科用骨内インプラントの動的疲労試験方法 | Dynamic fatigue test method for endosseous dental implants | この規格は、既製の補てつ(綴)装置構成要素を組み合わせた、粘膜を貫通する単一ポストの歯科用骨内インプラントの疲労試験方法について規定する。この試験方法は、種々のデザイン又は寸法の歯科用骨内インプラントを比較する場合に有用である。この試験方法は、骨内インプラント及び補てつ装置構成要素の材料の疲労特性に関するものではない。 この規格は、骨への補込み部の長さが8 mm未満の歯科用インプラント及び磁性アタッチメントには、適用しない。 この試験方法は、ワーストケース(製造販売業者が指定する使用方法のうち、リスクが最も高い組合せ)の条件下で、歯科用骨内インプラントへの機能的負荷を模擬するものではあるが、この規格は、歯科用骨内インプラント又は歯科補てつ装置の生体内での性能、特に一つの補てつ装置に複数の歯科用骨内インプラントが使われている場合の生体内での性能を予測することには適用できない。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義(簡条3):prosthetic components(補綴部品)などの追加 ・試験方法(簡条5):Stair case method(ステアケース法)による疲労強度の求め方の追加 ・附属書B:ワーストケース選定のフローチャートの追加 | | ISO 14801:2016 Dentistry – Implants – Dynamic loading test for endosseous dental implants(MOD) | 日本歯科材料工業協同組合 | 一般財団法人日本規格協会 |
| 19 | JIS | 改正 | T6519 | 義歯床用短期弾性裏装材 | Short term resilient lining materials for removable dentures | この規格は、既存の義歯を使用した機能印象の採得を含む、義歯床の粘膜面に短期使用する義歯床用短期弾性裏装材(以下、裏装材という。)について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲:従来の裏装に加え、機能印象を適用範囲に追加する。 ・種類:新たに、タイプ・クラスを設定する。 ・要求事項:シェア硬度(2時間後、7日後)、細線再現性を追加し、針入深さ及び針入深さ比を削除する。 ・試験方法:シェア硬度、細線再現性の試験方法を追加し、針入深さ及び針入深さ比の試験方法を削除する。 | | ISO 10139-1:2018 Dentistry – Soft lining materials for removable dentures – Part 1:Materials for short-term use (MOD) | 日本歯科材料工業協同組合 | 一般財団法人日本規格協会 |

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年9月2日～令和元年10月1日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

| No | 区分a | 区分b | JIS規格番号等 | JIS規格原案等の名称 | JIS規格原案等の英文名称 | JIS規格原案等の適用範囲 | 規定項目又は改正点 | 制定・改正に伴う廃止JIS | 対応する国際規格番号及び名称 | 原案作成者 |
|----|-----|-----|----------|---|--|---|---|---------------|---|------------------------------|
| 20 | JIS | 改正 | X0171 | システム及びソフトウェア技術—ライフサイクルにおいて生成する情報の内容(ドキュメンテーション) | Systems and software engineering — Content of life-cycle information items (documentation) | この規格は、全ての対象となるシステム及びソフトウェアライフサイクル、並びにサービスマネジメントにおける情報項目(文書類)の目的及び内容について規定する。情報項目の内容は、箇条7に示すとおりに総称文書型に従って定義され、かつ、箇条10に示すとおりに文書の特定の目的に従って定義される。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・細分箇条8.1 表1 ISO/IEC 15288:2008の参照箇条をISO/IEC/IEEE 15288:2015対応に変更する。 ・細分箇条8.3 表3 ISO/IEC 20000-1:2005及びISO/IEC 20000-2:2005の参照箇条をそれぞれISO/IEC 20000-1:2013及びISO/IEC 20000-2:2012対応に変更する。 ・細分箇条9.4 表4の参照箇条を前項同様に変更する。 ・箇条10 細分箇条の追加7件、タイトルの変更7件、全ての細分箇条において参照している箇条を必要に応じて変更する。 ・附属書Bの表B.1及びB.2の各項目を必要に応じて変更する。 | | ISO/IEC/IEEE 15288:2017 Systems and software engineering — Content of life-cycle information items (documentation)(IDT) | 一般社団法人情報処理学会 一般財団法人日本規格協会 |
| 21 | JIS | 改正 | Z0237 | 粘着テープ・粘着シート試験方法 | Testing methods of pressure-sensitive adhesive tapes and sheets | この規格は、包装、封かん、標識などに用いる粘着テープ及び粘着シート(以下、テープ及びシートという。)の試験方法について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ①日本国内で現状入手できるBA処理SUS板の表面粗さRaは15～20nmのため、試験板の表面粗さ規格を上げた試験板を用いる方法(B法)を追加する。 ②改訂された対応ISO規格に整合させて用語定義を見直すとともに、JIS Z 0109:2015粘着テープ・粘着シート用語で改正された用語と整合させる。 | | ISO 29862:2018 Self adhesive tapes—Determination of peel adhesion properties. ISO 29863:2018 Self adhesive tapes—Measurement of static shear adhesion ISO 29864:2018 Self adhesive tapes— Measurement of breaking strength and elongation at break(MOD) | 日本粘着テープ工業会 一般財団法人日本規格協会 |
| 22 | JIS | 改正 | Z2300 | 非破壊試験用語 | Terms and definitions of nondestructive testing | この規格は、工業分野において用いる非破壊試験に関する主な用語と、その定義について規定する。 | 主な改正点は、次のとおり。 ・デジタル化に伴う新技術、新装置などの開発に関連して、最近一般的に使用されるようになった用語を新たに追加する一方で、現在既に使用されなくなった技術、装置などに関連する用語を削除する。 ・非破壊試験の適用範囲の拡大に伴って用語の定義を変更する。 ・最近の、ISO、JISなどの規格の改正に伴い、これらに使用される用語をできるかぎり整合化して、統一した内容として定義の見直しを行う。 | | | 一般社団法人日本非破壊検査協会 一般財団法人日本規格協会 |